



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例（行政改革推進課） 1
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例（教育庁総務課） 4

公布された条例のあらまし

- 沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例（条例第1号）
 - 1 文化、観光及びスポーツに関する施策を総合的に実施するため、新たに「文化観光スポーツ部」を設置し、現行の1公室7部を1公室8部に再編することとした。
 - 2 文化部門を新たに設置する部に移管し、環境部門の体制を強化したうえで、文化環境部を「環境生活部」に改称することとした。
 - 3 観光部門を新たに設置する部に移管し、観光商工部を「商工労働部」に改称することとした。（第2条及び第3条関係）
 - 4 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
 - 5 部の所掌事務を改めることに伴い、沖縄県行政機関設置条例及び沖縄県交通安全対策会議条例等の附属機関の設置を定める条例について所要の改正を行うこととした。（附則第2項から第9項まで）
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例（条例第2号）
 - 1 スポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）及び文化に関する事務（文化財の保護に関することを除く。）は、知事が管理し、及び執行することとした。（本則）
 - 2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を設けることとした。（附則第1項から第5項まで）
 - 3 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するとともに、必要な経過措置を設けることとした。（附則第6項から第10項まで）

条 例

沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 2 月 9 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第 1 号

沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例

沖縄県部等設置条例（昭和47年沖縄県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 環境生活部

第2条第7号を次のように改める。

(7) 商工労働部

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 文化観光スポーツ部

第3条第4項中「文化環境部」を「環境生活部」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 県民生活、生活衛生及び交通安全に関する事項

第3条第4項第3号中「県民文化、」を削り、同条第7項中「観光商工部」を「商工労働部」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とし、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 文化観光スポーツ部においては、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 文化に関する事項

(2) 観光及び国内外の交流に関する事項

(3) スポーツに関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(沖縄県行政機関設置条例の一部改正)

2 沖縄県行政機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の2の次に次の1条を加える。

(動物愛護管理センター)

第2条の3 動物の愛護及び管理並びに狂犬病の予防に関する事務を分掌させるため、動物愛護管理センターを置く。

2 動物愛護管理センターの名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
沖縄県動物愛護管理センター	南城市	県一円（宮古島市、宮古郡、石垣市及び八重山郡を除く。）

第5条の2を削り、第5条の3を第5条の2とする。

(沖縄県交通安全対策会議条例の一部改正)

- 3 沖縄県交通安全対策会議条例（昭和47年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第6条中「文化環境部」を「環境生活部」に改める。

(沖縄県環境審議会条例の一部改正)

- 4 沖縄県環境審議会条例（昭和47年沖縄県条例第103号）の一部を次のように改正する。

第10条中「文化環境部」を「環境生活部」に改める。

(沖縄県駐留軍関係離職者等対策協議会設置条例の一部改正)

- 5 沖縄県駐留軍関係離職者等対策協議会設置条例（昭和47年沖縄県条例第113号）の一部を次のように改正する。

第8条中「観光商工部」を「商工労働部」に改める。

(沖縄県職業能力開発審議会設置条例の一部改正)

- 6 沖縄県職業能力開発審議会設置条例（昭和47年沖縄県条例第114号）の一部を次のように改正する。

第8条中「観光商工部」を「商工労働部」に改める。

(沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部改正)

- 7 沖縄県スポーツ振興審議会条例（昭和48年沖縄県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、文化観光スポーツ部において処理する。

(沖縄県自然環境保全審議会条例の一部改正)

8 沖縄県自然環境保全審議会条例（昭和48年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第9条中「文化環境部」を「環境生活部」に改める。

（沖縄県生活衛生適正化審議会条例の一部改正）

9 沖縄県生活衛生適正化審議会条例（平成12年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条中「福祉保健部」を「環境生活部」に改める。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例をここに公布する。

平成23年2月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第2号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく 沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際本則に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により教育委員会に対してなされた

申請その他の行為で、施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現にスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第4条第3項の規定により教育委員会が定めたスポーツの振興に関する計画は、施行日に同項の規定により知事が定めたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に沖縄県スポーツ振興審議会（スポーツ振興法第18条第1項の規定により設置されたものをいう。以下同じ。）の委員に任命されている者は、施行日に同条第5項の規定により沖縄県スポーツ振興審議会の委員として任命されたものとみなす。

5 前項の場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、沖縄県スポーツ振興審議会条例（昭和48年沖縄県条例第16号）第4条の規定にかかわらず、施行日におけるその者の沖縄県スポーツ振興審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

6 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

本則中「教育委員会」を「知事」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

7 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例第6条の規定による指定を受けている者（以下「教育委員会指定管理者」という。）は、施行日に同項の規定による改正後の沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例第6条の規定による指定を受けたものとみなす。

8 前項の場合において、当該指定を受けたものとみなされる者（以下「知事指定管理者」という。）に係る指定の期間は、施行日における教育委員会指定管理者としての指定に係る期間の残存期間と同一の期間とする。

9 この条例の施行の際教育委員会指定管理者がした利用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は教育委員会指定管理者に対してされている申請その他の行為は、

施行日以後においては、知事指定管理者がした利用の許可その他の行為又は知事指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

- 10 附則第6項の規定による改正前の沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例第14条の規定により教育委員会が承認し、及び告示した利用料金は、施行日に同項の規定による改正後の沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例第14条の規定により知事が承認し、及び告示したものとみなす。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	---